

第1部 今、なぜ「小さな拠点」づくりが必要か？

資料1

1. 集落地域における「小さな拠点」とは？

人口減少や高齢化が進む中山間地域等では、小規模な集落が広い範囲に点在しています。こうした状況では、買い物や医療、福祉など、日常生活に必要な様々なサービスをそれぞれの集落の中で個別に提供することが難しくなるため、商店や診療所などが撤退したり、バスの便が減少したりと、暮らしの維持に必要な機能が徐々に集落から失われていきます。

「小さな拠点」とは、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、**生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組**です。

この「小さな拠点」と周辺集落とをコミュニティバスなどの移動手段で結ぶことによって、**生活の足に困る高齢者なども安心して暮らし続けられる生活圏＝「ふるさと集落生活圏」**が形成されます。

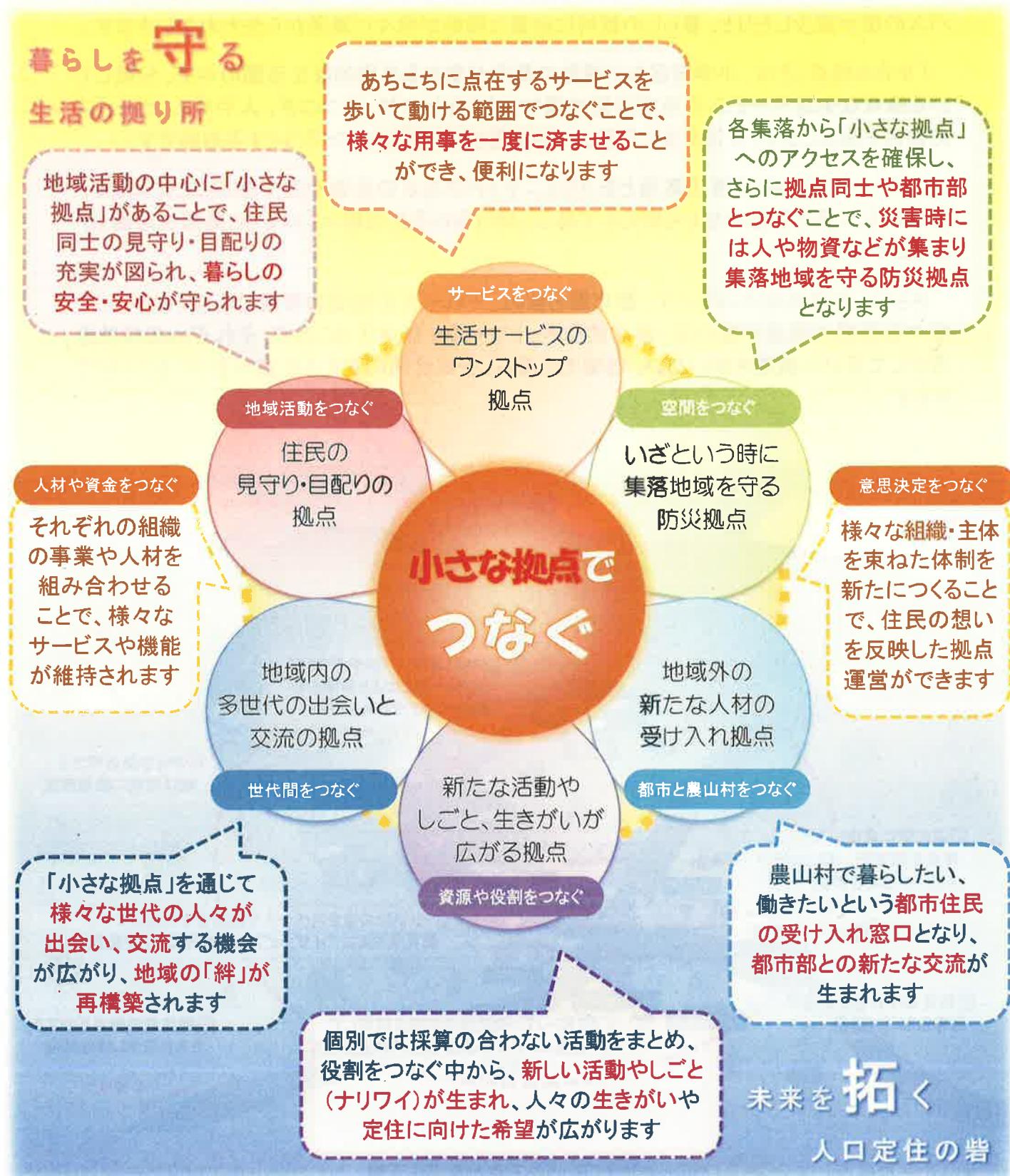
さらに、**集落地域のみならず、都市圏も含め、それぞれの地域の実情に応じてつくられた様々な規模の拠点が複合的・重層的なネットワークを形成することで、それぞれの特性を活かして互いに機能を補いあい、地域での暮らしを総合的に支える仕組みをつくることができます。**



* 「小さな拠点」は で囲んだエリア、「ふるさと集落生活圏」は のエリアです。

様々な生活サービスや地域活動をつなぎ、かつ、それぞれの集落との交通手段が確保された「小さな拠点」は、集落地域の暮らしの安心を守る「生活の拠り所」であり、同時に、地域の未来への展望を拓く「人口定住の砦」となることが期待されます。

すなわち、「小さな拠点」とは、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組です。



2. どのような地域で「小さな拠点」づくりが必要? ~お住まいの地域の

皆さんがお住まいの地域には、どのような悩みや困りごとがありますか。

① 地域での生活サービスなど暮らしの安心についての「悩み」や「困りごと」

- 近くに食料品や日用品を扱う商店やガソリンスタンドなどがなくなってしまい、 買い物などが不便
- 近くに診療所やデイサービス施設、保育所などがなく、医療や介護、子育てに不安
- 商店や診療所、役場や郵便局などそれが離れており、一度に用事が済ませられず大変 ➡➡
- バスなどの公共交通がなかったり、便数が少ないため、車を運転できないと外出・買い物が困難

② 地域コミュニティの活力や地域のまとまりについての「悩み」や「困りごと」

- 集落住民同士で道路や水路の清掃や雪下ろしなどの共同作業を行うのが困難になっている
- 小学校など地域コミュニティの中核施設がなくなったので、住民が顔を合わせる機会が減ってしまった
- 市町村合併によって、古くからあった複数の集落からなる地域の一体感が薄れつつある ➡➡
- 住民の間に将来への希望が薄れ、集落を維持できるのだろうかという不安が広がっている

③ 地域づくりや活性化に向けた地域での活動に関する「悩み」や「困りごと」

- 地域を元気にしたいと頑張っている人やグループもいるが、なかなか活動が広がらない
- 以前から交流イベントなどの地域づくり活動を続けてきたが、あまり成果が出ずマンネリ化している
- 集落運営は世帯主（男性）が中心で、若い世代や女性が積極的に会合に参加することができない ➡➡
- U・I・Jターン者が新しい活動を始めようとしても、世代間で意識が違い、うまく折り合いがつかない

④ 転入者や都市住民など地域外の人々とのつながりに関する「悩み」や「困りごと」

- 都市部から人々が訪れる観光地や交流施設はあるが、地域住民との関わりや交流は少ない
- 地域に働く場が少ないと、なかなか若い人の定住やU・I・Jターンが進まない
- IターンやJターンなどで都市部などから転入してきた者もいるが、地域住民とあまり溶け込んでいない ➡➡
- 大学生などが授業の一環で地域を訪れ、地域活動を手伝ってくれることもあるが、プログラムが終わればつながりはなくなってしまい、その後の継続的な交流には至らない

悩みや課題と、皆さん自身に何ができるかを考えてみましょう～

地域の皆さん自身が「自分にできること」を考え、「小さな拠点」を核として様々なサービスや機能をつなぎ合わせることにより、地域が抱える悩みや課題を解決することができます。

みんなで解決！

みんなで協力して会社などを設立し、「小さな拠点」で必要なサービスや活動を提供しよう

地域で安心して暮らし続けるために必要なサービスや機能は何かを皆さんで話し合い、「やっぱり地域に商店は必要」「宅配サービスがあると安心」といった想いやニーズが共有されれば、住民同士で出資して会社を設立して、撤退した店舗を再生させ「小さな拠点」をつくり、必要なサービスや活動を提供していくなども考えられます。

事例はP30

みんなで解決！

廃校舎を改修し、地域のまとまりを活かした人々が気軽に集まれる「小さな拠点」をつくろう

行政の協力を得て廃校舎を改修し、地域内外から人々が気軽に集まれるちょっとした喫茶スペースを設けて住民グループで運営したり、食料品や日用品を扱う商店や診療所、ミニディサービス施設など、必要な生活サービスの提供の場をつくることにより、小学校区など地域のまとまりを活かした新しい「拠点」となります。

事例はP31

みんなで解決！

若者や女性も積極的に「小さな拠点」の活動に参画し、地域運営の新しい仕組みをつくろう

住民自身の手で必要とされる生活サービスを提供する新しい仕組み(NPO法人など)をつくることも、ひとつの解決策です。「小さな拠点」を住民主体の活動の拠点として運営する際には、なるべく若者や女性などにサービス提供の担い手として参画してもらうことで、新しい地域運営の仕組みが構築されます。

事例はP32

みんなで解決！

交流拠点を中心に色々なサービスや地域活動をつないだ「小さな拠点」をつくり、「合わせ技」で運営しよう

もともと地域内外から多くの人が集まる交流拠点を活用し、地域の人材や資源、活動をつなぎ、「合わせ技」で運営することにより、地域に新たな活動やしごと(ナリワイ)が生まれます。また、地域内外の様々な人々の交流が広がる仕組みをつくることで、「小さな拠点」は次世代の人口定住の砦ともなります。

事例はP33

鳥取市版「小さな拠点」形成に向けた取組方針

《本市の中山間集落においては…》

- 小規模な集落が広い範囲に点在
- 若者の流出増加
- 人口減・高齢化率の増加により交通、買い物などの維持に必要なコミュニティ機能が徐々に低下

集落の維持や生活の
安全・安心、高齢者
等の孤立化が懸念



「小さな拠点」 形成のねらい

将来にわたり地域住民
が安心して暮らしこそ
ができることができる地域づ
くりが推進される

- ①住民主体の取組体制（地域運営組織）づくり【地域運営】
- ②活動・交流拠点の強化（整備）【地域住民のふれあい】
- ③生活サービス機能の集約・確保【地域の支え合い】
- ④周辺との交通ネットワークの形成【生活交通】

本市の中山間地域等における地区公民館単位をエリアとする「まちづくり協議会等」を基本

- 新たな計画策定等に必要な経費【第一段階必須】
- 次世代のリーダーとしての担い手を確保・雇用・育成する経費

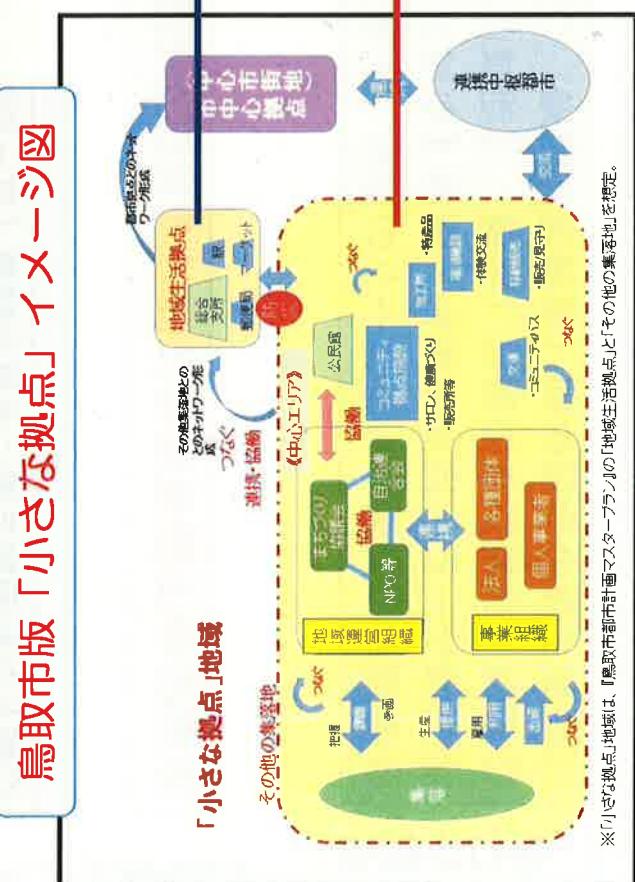


県、市からの補助金
(最大4年間10/10)

《対象》《支援》

鳥取市版「小さな拠点」形成に向けた取組方針

鳥取市版「小さな拠点」イメージ図



地域住民の主体的な参画、合意形成

地域の将来ビジョン「地域デザイン」の作成

地域の課題解決のための持続的な取組体制の形成(まちづくり協議会等)

『「小さな拠点」形成プロセス』

鳥取市都市計画マスタープラン 「安心して住み続けられる地域づくりのイメージ」



地域で暮らしていく生活サービスの維持・確保(機能等の集約化、交通ネットワーク形成)

地域における仕事・収入、人材の確保

事例No.01 <岩手県北上市口内町> 「店っこくちない」

交通	観光・交流	環境保全	行政窓口	特産品
店舗	飲食店	G S	買物支援	防災
医療	福祉	子育て	教育	その他

- 日用品や食料品を販売する店舗の撤退によって、買い物を目的とした市中心部への移動支援が高まつたことから、「NPO法人くちない」を設立して自家用有償旅客運送を開始。その後、店舗を復活させ、特產品の製造・販売などによって収益性を高めながら持続的に運営。
- 店舗は路線バスの停留所にもなっており、さらに店舗内に交流スペースを設置したり、農家の必要書類の作成支援を行ったりすることで、多様な地域住民が店舗に足を運ぶ機会を提供し、交流の拠点となっている。

地域概況

- 人口1,510人、493世帯、高齢化率44%（H30）
- 北上市の中心から約10km離れた市の東端に位置する山あいの地区
- 市中心部まで路線バスはあるが、平日のみ運用で4往復
- H19にJAの支店と店舗が撤退し、買い物を目的とした市中心部への移動支援のニーズが高まる

取組内容

自家用有償旅客運送の実施

- 登録ドライバー11人で、自家用有償旅客運送事業を展開。
- 公共交通空白地有償運送（自宅～バス停等）
- 利用料金：1回100円
- 福祉有償運送（自宅～市中心部の医療機関や市役所等）
- 利用料金：1回800～1,200円

7

特產品の製造・販売

- 地域の特產品「ごしょ芋」を用いた「ごしょ芋コロッケ」を製造・販売。
- 市のがふるさと納税返礼品”に「ごしょ芋コロッケ」が登録され、その収益で店舗運営等の経費を賄う。



運営体制

日用品販売店舗「店っこくちない」の運営

- JJA撤退後、地域住民で日用品・食料品販売店舗を運営し、醤油やみそなどの定番商品を揃え、生活上の不便さを解消。
- 路線バスや自家用有償旅客運送車両を待つ間に、地域住民が交流できるよう、NPO法人の事務所と交流スペースを併設。

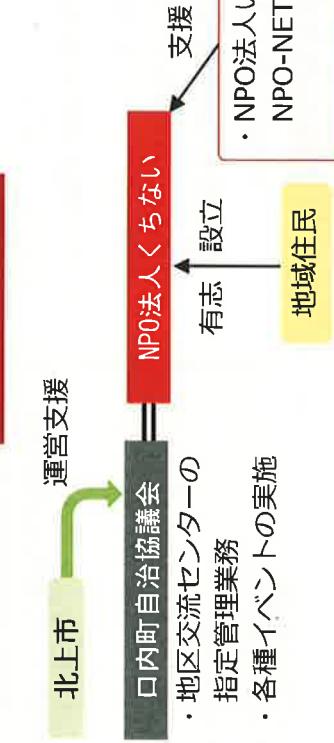
市の地域コミュニティ政策

- H12から本格的に地域コミュニティ政策に着手
- 総合計画において地域住民との協議の下で「地区計画」を位置づけし、「地域づくり組織」にその指定管理業務委託と交付金の交付を開始（口内町地区では、S40頃に設立された口内町自治協議会が地域づくり組織に登録）

主な国の支援策

- 山村再生プラン助成金（林野庁、H20）
- 緊急雇用創出事業（厚生労働省、H22）
- 公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業（総務省、H26）
- 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究（総務省、H26）

運営体制



口内町自治協議会

[S40頃～]

- ・区(自治会)による活動と(は別に)、協議会で生涯学習活動やイベント、ガイドマップの作成等を展開。

きっかけ

- ・H19にJAの支店と店舗が撤退。
買い物のためには、市北部への移動支援のニーズが高まる。

地区内の交通手段を確保

①NPO法人くちなしの設立。

自家用有償旅客運送事業を開始 [H21～]

- ・地域住民から、さらなる利便性の向上に向けた店舗の復活を望む声がある。



○公共交通空白地有償運送：

自宅～バス停等

○福祉有償運送：

自宅～市中心部の医療機関
や市役所等

- 【北上市の取組】
- ・H12から総合計画に基づいて地区別に地域コミュニティ政策を展開。
 - ・H18から「地域づくり組織」に交流センターの指定管理業務委託や交付金交付を開始。

- ・北上市が「ごしょ芋コロッケ」をふるさと納税の返礼品に登録。
- ・「クラウドファンディング型ふるさと納税」として自家用有償旅客運送事業の経費の確保も支援。

- ②店舗の運営 [H23～]
- ・JAの建物を取得した企業から建物を借りて店舗の運営を開始。
 - ・店舗の奥にNPO法人の事務室を設置し、住民との交流をしながら効率的に運営。



○店舗の運営：

日用品・食料品の販売

○交流スペース：

買い物客や路線バス等
を待つ人が交流できる場

- ・自家用有償旅客運送事業、店舗運営ともに経営は厳しく、継続的な運営が課題。



自主財源の確保を強く意識

③収益事業の展開 [H24～]

- ・自主財源の確保に向けて、特産品を使った「ごしょ芋コロッケ」などを製造し、店舗内やインターネットで販売。
- ・農家や農業組織の書類作成支援の事務業務を受託し、店舗内の事務室で相談に対応。



- ・多様な住民が店舗に立ち寄り、年間のべ4,800人が利用(H30)。

今後の展望

- ・引き続き、口内町自治協議会と役割分担をしながら、地域課題の解決に取り組む。
- ・特に、高齢者の生活支援として、買い物支援やゴミ出し支援、家周りの草刈り、清掃などを重点的に推進。

事例No.02 <宮城県丸森町筆甫地区> 「ひつぼのお店 ふでいち」他

まるもりまちひつぼねぐら
まるもりまちひつぼねぐら

- 「一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会」が、役場出張所の業務やまちづくりセンター(旧公民館)の運営を行いつつ、住民出資による商店を開設するとともに、商店の隣にあるガソリンスタンドを事業承継して運営開始。
- 地域住民は地域課題の解決に熱心に取り組む協議会に対し信頼を置いており、同協議会が運営するまちづくりセンターや商店、ガソリンスタンドが生活を支える拠点であるとともに、心の大きな拠り所にもなっている。

地域概況

- 人口583人、254世帯、高齢化率51.8%（H29）
- 丸森町の南端に位置し、福島県境にある地区で、町の中心部から車で約20分
- 町内で面積は最も広い一方、最も人口が少なく、高齢化率は最も高い
- H23の東日本大震災により、住民が転出して人口が減少

取組内容

商店とガソリンスタンドの運営

- 買物弱者対策として商店を開設し、日用品、食料品の販売と移動販売を実施。野菜等の直接販売が可能。食堂ではコーヒーやランチなどを提供。
- 開店資金を住民出資やクラウドファンディングにて募集。
- 商店の隣にあるガソリンスタンドの事業を承継。

まちづくりセンター(旧公民館)の運営

- 筆甫地区振興連絡協議会がまちづくりセンターの指定管理業務を受託して以下の事業を運営。
- 施設の維持管理、貸館業務
- 各種生涯学習事業など

町の地域コミュニティ政策

- H13から地区別計画づくりを開始
- H19に全地区一斉に住民自治組織を設置（筆甫地区では、筆甫地区振興連絡協議会を住民自治組織に位置づけ）

運営体制

地区内協力団体

- NPO法人そのつ森(高齢者福祉事業)
- NPO法人ひつぼねUターンネット（移住対策）
- ひつぼね電力株式会社(住民有志で設立)
- 筆甫中区集落協定(農業者団体)
- ひつぼのへそ大根生産組合
- 他、区長会、民生兒童委員、体育協会など

地区外協力者

- 一般社団法人Ikizen（6次産業化支援）
- NPO法人I S E P（再生可能エネルギー事業）
- 一般社団法人りぶらす（高齢者介護予防事業）
- おらほの自治を考える会（活動支援）
- 復興庁地域づくりハシズオン支援事業（専門家派遣）

きっかけ

①住民自治組織へ移行 [H19]

- ・町が全地区で住民自治組織の設置を進める中、筆甫地区では従前の協議会を位置づけ。

・H13から丸森町が総合計画に「住民参加の地域づくり」を位置づけ、「地区別計画」も順次策定。

- ・住民自治組織への移行後も、主体的な活動の展開に向けて引き続き課題が残る。

住民自治活動を積極的に展開

②まちづくりセンターの運営 [H22]

- ・筆甫地区振興連絡協議会がまちづくりセンターの指定管理業務を受託し、活動資金を得て運営を任せられたことで、主体的に各種活動を展開。



- ・H22から丸森町が全ての公民館をまちづくりセンターに変更し、各地区に指定管理業務を委託。

今後の展望

法人格の取得により 安定経営を目指す

③商店の運営とガソリンスタンド

- ・引き続き、「今ここで暮らす住民のしあわせ」づくりに向けた課題解決を中心とした事業を積極的に展開。
- ・将来的な移住につながるよう、出身者や都市住民とのネットワークを強め、特産品の販売や観光交流など地域外との連携を強化。

- ・H28から買物弱者対策として地区内に店舗設置する協議を開始。

- ・直接被害と風評被害による住民不安を解消すべく、協議会が自ら、放射線測定器の購入による検査や除染などをを行い、安心して生活できる環境づくりを展開。



④東日本大震災による不安の解消 [H23]

- ・H23に東日本大震災が発生し、住民が転出。
- ・直接被害と風評被害による住民不安を解消すべく、協議会が自ら、放射線測定器の購入による検査や除染などをを行い、安心して生活できる環境づくりを展開。



⑤地域住民による課題解決 [H23~]

- ・協議会で住民アンケートを実施し、地域の主要な課題解決に向けた住民自らが着手。
 - イノシシの捕獲 (地域の最大課題)
 - 高齢者の声がかけ
 - 耕作放棄地・荒廃林対策など



⑥事業承継 [H30]

- ・H29に、地区内唯一のガソリンスタンドを事業承継して運営開始。
- ・事業の安定経営のため、公益性的確保と手続きの簡便さの観点から一般社団法人を取得。

うんなんしかけやちようはたちく 島根県雲南市掛合町波多多地区

事例No.13 <島根県雲南市掛合町波多多地区> 「はたマーケット」他



- 廢校となつた小学校を活用した「波多交流センター」の指定管理業務を「波多コミュニケーションティ協議会」が受託し、高齢者等を中心としたサロンや週に一度の喫茶ティーなどを開催するとともに、地域内交通を担い高齢者等の移動を支援。
- H26に地区唯一の個人商店が閉店となり、高齢者等の買い物が不便となつたことから、協議会が交流センター内に店舗「はたマーケット」を開設して運営を開始。

地域概況

- 人口317人、139世帯、高齢化率52.4% (H27)
- 雲南省の南西端に位置する山あいの地区で、以前は宿場町として発展
- 人口はS30頃をピークに減少
- H20に小学校が廃校となり活用方法が課題に
- H26に、地区で唯一の個人商店が閉店

取組内容

波多交流センターの運営

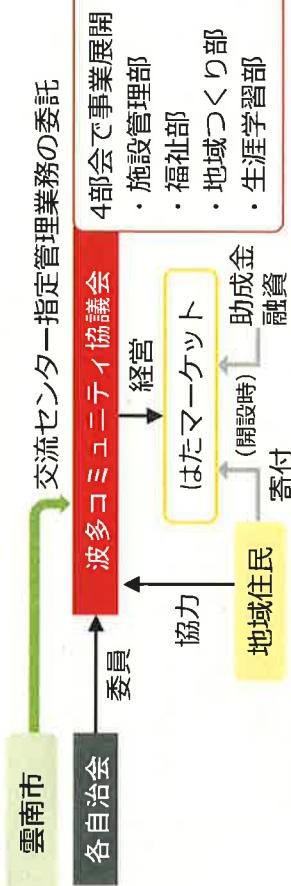
- H22より雲南省市から波多交流センターの指定管理業務を「波多コミュニケーションティ協議会」が受託し、住民の交流につながる様々な取組を実施。
 - ・サロン：買い物に来た高齢者が、お茶を飲みながら交流できるよう各種催しを開催
 - ・喫茶ティー：(ほぼ週に一度、高齢者等が気軽に交流できる場を提供
 - ・自主防災会を設置し「くらしの安心カード」などを整備
- 開設以来、採算ベースに乗せて運営。(一日平均売上約5万円)



地域内交通「たすけ愛号」の運営

- 高齢者等の移動支援として、コミュニケーションティ協議会が所有する車「たすけ愛号」で無料送迎を実施。
- ・協議会は、車を所有(登記)するために認可地縁団体を取得

運営体制



市の地域コミュニケーション政策

- H16の6市町村の合併の際、集落機能を補完する新たな自治組織の確立と地域の主体性に基づく組織化に向け「地域自主組織」の方向性を提示
- H17～19に、市内全域で地域主組織の設立を支援

地域の資源と課題を再点検

組織の立ち上げ

(S 57)

- ・波多自治会を改編し、小学校区単位の波多ユニティ協議会を結成。

きつかけ

- ・H17～19に、雲南省市内全域で地域自主組織の設立を支援。

① 地域自主組織

へ移行 [H18]

- ・波多地区では従前の波多ユニティ協議会が地域自主組織へ移行。



② 地区の点検と話し合い [H20]

- ・ワークショップ形式で集落点検を行い、住民の意識を高めつつ、計画を策定。
- ・計画では、様々な事業アイデアを位置づけ、協議会と住民が協力して事業を展開。

- ・H20に小学校が廃校。

- ・H22に、雲南省が公館条例を廃止して「交流センター」とし、各地域自主組織に指定管理業務を委託。

- ・H22に、「交流センター」とし、各地域自主組織に指定管理業務を委託。

④ 「はたマーケット」の運営 [H26～]

- ・雲南省から、過疎地向け店舗も展開している全日食チーンを紹介され、協議会が店舗運営について検討・協議を開始。

今後の展望

- ・本格的な活動から約10年が経ち、担い手の高齢化に伴う次世代の担い手確保・育成が課題。
- ・様々な生活支援サービス等を複合化させ、地域全体での最適化を目指す。

- ・助成金や融資、地区住民からの寄付金などを基に、交流センター内に店舗を開設。

- 店舗には生鮮品や加工品、日用品など約970品目の品揃えがあり、酒類も販売
- 品揃えはPOSレジシステムで管理
- 店舗の隣に喫茶スペースを用意し、住民同士や来訪者との交流を促進



地域の課題を協議会で解決

③ 波多交流センターの運営 [H22～]

- ・波多ユニティ協議会が交流センターの指定管理業務を受託して各種事業を展開。

- サロン：
高齢者を対象とした催しを開催
- 喫茶デー：
(ほぼ週に一度、高齢者等が交流できる場を提供)

- ・H26に地区唯一の商店が閉店。



- ・移動手段のない高齢者等のために、コミニュニティ協議会が所有する車で、自宅までの移動を支援。
- ・自主防災会を設置し「くらしの安心カード」などを整備。

鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の中山間地域等において生活する人々が安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくりの取組を支援するとともに、小さな拠点の立ち上げや地域運営組織による、機能の拡充、維持的な運営、若い担い手の育成及び活性化の取組を支援することにより、持続可能な地域の形成を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小さな拠点 複数の集落が集まる基本的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを連携させ、生活を支える新しい地域運営の仕組み
- (2) 地域運営組織 まちづくり協議会等地区公民館設置区域等で活動を行う地域住民主体の運営組織

(対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、鳥取県みんなで取り組む中山間地域計画づくり総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月30日付け201600202270号鳥取県元気づくり総本部長通知）及び小さな拠点促進支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付け201600195522号鳥取県元気づくり総本部長通知）に基づき実施する別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の3欄に掲げる経費とする。

(本補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、原則として、対象事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日から補助対象とする場合は4月10日までとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源

に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に7日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第7条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（実績報告の時期等）

第12条 規則第12条の規定による報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。ただし、別表第1欄の（2）の事業については、第1号に係る書類の添付として、事業年度の翌年の6月30日までに様式第3号を提出しなければならない。
3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間とする。）とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第14条 本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第15条 対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるものほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条、第6条、第7条関係)

1 事業区分	2 事業実施主体	3 補 助 対 象 経 費	4 補助率	5 補助限度額
(1)小さな拠点計画づくり支援事業	中山間地域において、集落等の地域住民での話合いによって、事業実施主体の主たる活動範囲にある遊休施設等を活用し、新たに小さな拠点として整備する計画策定や試行実施に必要な以下の経費 (1)計画策定等の検討に係る経費 (2)研修、専門家を招へいに係る経費 (3)試行に係る経費(事業費1,000千円未満の工事代、500千円未満の備品購入、アルバイト賃金、印刷製本費、使用料、需用費等) (4)その他事業実施に必要な経費	10分の10	1拠点当たり 1,500千円 ただし、1拠点あたり一回限りとする。	
2)小さな拠点担い手育成事業が同等と認める団体	中山間地域において、集落等の地域住民での話合いによって、事業実施主体の主たる活動範囲にある遊休施設等を活用した取組みで、小さな拠点として発展が見込まれるものについて、次のリーダーとして概ね60歳以下の中堅・雇用育成等に必要な以下の経費 (1)担い手活動費(担い手に係る給料・社会保険料・旅費等) (2)担い手に対する研修等に必要な経費(受講料、旅費、資金、需用費、使用料、燃料費等) (3)地元での講習会、イベント開催等に必要な経費(講師謝金・旅費、印刷製本費、使用料、需用費等) (4)その他事業実施に必要な経費	10分の10	1拠点当たり 3,000千円／年 なお、事業開始から3年を限度とする。	

様式第1号（第8条、第1・2条関係）

年度鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業計画及び収支予算書（実績報告
及び収支決算書）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	
組織の設立年月日	
組織としての認定状況 (広域組織の場合のみ)	

2 事業の実施方針（実施結果）

--

※地域の課題や住民のニーズに対する対応状況等具体的に記載すること。

3 事業の概要

事業実施期間	年 月 ~ 年 月
事業実施地区	鳥取市○○地区
事 業 概 要	
事業区分	事 業 概 要

4 事業費内訳及び算出根拠

（単位：千円）

事 業 分 類	科 目	積 算	事 業 費	財 源 内 訳		
				県 費	市 費	その他の
	小 計					
	小 計					
	合 計					

※変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

5 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 仕入れ控除税額の有無 (有・無)

※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「無」の場合には、その理由を記載してください。

(免税業者であるため ・ その他 ())

7 収支予算(収支決算)

(1) 収入の部

(単位：千円)

負担区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
1 県 費		
2 市 費		
小 計(市補助金)		
3 その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
合 計		

8 事業完了予定年月日(完了年月日)

9 添付書類

(1) 事業計画申請時

- ア 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット等
- イ 事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の所属、氏名、役割等）
- ウ 補助事業の内容が建築工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容のわかる資料
- エ補助対象である建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用した別の設備予定がある場合はその内容がわかる資料
- オ 別表第1欄の(2)の事業については、対象となる扱い手の氏名、年齢、性別、住所等が把握できる資料、小さな拠点に係る収支予算書

(2) 事業実績報告時

- ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、小さな拠点の受益範囲図面及び関連写真、領収書の写し、パンフレット（計画申請時と異なる場合）、等
- イ 事業に係る収支実績書または、小さな拠点に係る収支決算（見込）書（様式は問わない。）
- ウ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可がある場合は、その許可証等の写し
- エ 別表第1欄の(2)の事業については、対象となる扱い手の勤務状況が把握できる資料（出勤簿等）、研修報告書、講習会等開催記録資料

様式第2号（第12条関係）

年　月　日

様

補助事業実施主体　印

年度鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金仕入れに係る
消費税等相当額報告書

年　月　日付け第　号により交付決定の通知のあった鳥取市中山間地域小さな拠点づ
くり支援事業補助金について、鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金交付要綱
第12条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　鳥取市補助金等交付規則第12条の2の規定による補助金の額の確定額

（　年　月　日付け第　号による額の確定通知額）

金　　円

2　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

3　消費税及び地方消費税の確定申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金　　円

4　補助金返還相当額（3 - 2）

金　　円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業実施状況報告書

1 事業実施主体の概要

実施主体名	
代表者氏名	
所在地・連絡先	
拠点名（上欄と異なる場合は所在地）	

2 事業の概要

(1)事業の内容	
(2)対象集落別人口・高齢化率、地区合計・平均	

3 小さな拠点運営に係る実績

事業実施年	前年度（平成 年○月～○月）	当年度（平成 年○月～○月）
利用者総数（延数）	人	人
運営スタッフ数 (常時、臨時別)	人	人
収支決算 (単位：千円)		
■収入 売上げ その他収入 補助金 収入合計 (C)		
■支出 人件費 運営費 ○○費 等 支出合計 (D)		
■差引 (C-D)		

その他、収入、支出項目については適宜変更・追加してください。なお、事業実施年については、事業開始から1年間

4、今後の課題及び対応策

今後の課題	
課題に対する対応策	

利用者の声等についても記載してください。

※この様式は事業実施翌年度の6月30日までに提出すること。